

① 特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書

| | | | |
|----------------------|--------|-----|-----|
| 事業年度 又は連結 事業年度 | ・ ・ | 法人名 | () |
|----------------------|--------|-----|-----|

御注意

この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

| 特 定 外 国 子 会 社 等 の 状 況 | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|--------------------------------|--|---|----|---|---|---|--------|--------|
| 名 | 称 | 1 | | 主 | た | る | 事 | 業 | 4 | | |
| 本店たる の所在 又は主 たる事務 所 | 国名又は地 域名 | 2 | | 所得に対する租税の負担割合 (別表十七(三)付表一「22」又は「23」) | | 5 | | | | % | |
| | 所 在 地 | 3 | | 事 | 業 | 年 | 度 | 6 | | ・ ・ | |
| 適 用 除 外 の 判 定 | | | | | | | | | | | |
| 事業 基準 | 特定事業を主たる事業とする 特定外国子会社等の該当・非該当 | 7 | 該当・非該当 | 非 関 連 者 基 準 | 対 象 取 引 の 種 類 | 10 | | | | | |
| | | | | | 対 象 取 引 に 係 る 収 入 金 額 又 は 支 出 金 額 | 11 | | | | | |
| 実 体 基 準 | 本店又は主たる事務所の所在 する国又は地域における固定 施設の有無及びその内容 | 8 | | | (11)のうち非関連者取引に 係る収入金額又は支出金額 | 12 | | | | | |
| | | | | | 非 関 連 者 取 引 割 合 $\frac{(12)}{(11)}$ | 13 | | | % | | |
| 管 理 支 配 基 準 | 本店又は主たる事務所の所在 する国又は地域における事業 の管理、支配及び運営の状況 | 9 | | 所 在 地 国 基 準 | 本店又は主たる事務所の 所在する国又は地域に おける事業活動の状況 | 14 | | | | | |
| 株式等の保有又は卸売業を主たる事業とする統括会社の該当・非該当 | | | | | | | | | | 15 | 該当・非該当 |
| 措法第66条の6第3項又は第68条の90第3項の適用の有無 | | | | | | | | | | 16 | 有・無 |
| 課 税 対 象 金 額 又 は 個 別 課 税 対 象 金 額 の 計 算 | | | | | | | | | | | |
| 所 得 計 算 上 の 適 用 法 令 | | 17 | 本邦法令・外国法令 | 基 準 所 得 金 額 | | 29 | | | | | |
| 当 期 の 利 益 若 し く は 欠 損 の 額 又 は 所 得 金 額 | | 18 | | (18) + (22) - (28) | | | | | | | |
| 加 算 | 損 金 の 額 に 算 入 し た 法 人 所 得 税 の 額 | 19 | | 繰 越 欠 損 金 の 当 期 控 除 額 | | 30 | | | | | |
| | | 20 | | (別表十七(三)付表一「29」の計) | | | | | | | |
| | 小 計 | 21 | | 当 期 中 に 納 付 す る こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額 | | 31 | | | | | |
| | 22 | | | | | | | | | | |
| 減 | 益 金 の 額 に 算 入 し た 法 人 所 得 税 の 還 付 額 | 23 | | 当 期 中 に 還 付 を 受 け る こ と と な る 法 人 所 得 税 の 額 | | 32 | | | | | |
| | 子 会 社 か ら 受 け る 配 当 等 の 額 | 24 | | | | | | | | | |
| 算 | 控 除 対 象 配 当 等 の 額 | 25 | | 適 用 対 象 金 額 | | 33 | | | | | |
| | | 26 | | (29) - (30) - (31) + (32) | | | | | | | |
| | 小 計 | 27 | | 課 税 対 象 金 額 又 は 個 別 課 税 対 象 金 額 | | 34 | | | | | |
| | 28 | | (33) × (別表十七(三)付表一「27」の「本人」の欄) | | | | | | | | |
| 措法第66条の6第1項又は第68条の90第1項の適用を受ける課税対象金額又は個別課税対象金額 | | | | | | | | | | 35 | () 円 |

別表十七（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等（同法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等を含みます。以下「特定外国子会社等」といいます。）の株式等を有する法人が措置法第66条の6第1項若しくは第3項から第5項まで（特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の90第1項若しくは第3項から第5項まで（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「措法第66条の6第1項又は第68条の90第1項の規定の適用を受ける課税対象金額又は個別課税対象金額35」の括弧書を除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 内国法人が卸売業を主たる事業とする措置法令第39条の17第4項（特定外国子会社等の事業の判定等）に規定する統括会社に該当する措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が卸売業を主たる事業とする同令第39条の117第4項（特定外国子会社等の事業の判定等）に規定する統括会社に該当する同法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合は次により記載してください。
 - (1) 「11」及び「12」は記載を要しません。
 - (2) 「非関連者取引割合 $\frac{(12)}{(11)}$ 13」は、別表十七(三)付表二「43」の割合を記載します。
- 4 「適用除外の判定」の「7」から「15」までの各欄は、特定外国子会社等が措置法第66条の6第3項又は第68条の90第3項の規定の適用があるかどうかの判定を行うために記載し、その判定の結果を「16」に表示します。
- 5 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額18」には、特定外国子会社等に係る措置法令第39条の15第1項第1号（本邦法令による所得の金額の計算）若しくは同条第2項本文（外国法令による所得の金額の計算）の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額又は同令第39条の115第1項第1号（本邦法令による所得の金額の計算）若しくは同条第2項本文（外国法令による所得の金額の計算）の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 6 「子会社から受ける配当等の額24」は、措置法令第39条の15第1項第4号又は第39条の115第1項第4号（子会社から受ける配当等の額の控除）に規定する配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 7 「控除対象配当等の額25」は、措置法令第39条の15第3項又は第39条の115第3項（他の特定外国子会社等から受ける配当等の額の控除）に規定する控除対象配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 8 「繰越欠損金の当期控除額30」は、「29」の金額を限度として記載します。

なお、その金額は別表十七(三)付表一の「当期控除額29」の「計」の金額と一致します。
- 9 内国法人が措置法第66条の9の2（特定外国法人の課税対象金額等の益金算入）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の2（特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。